

## 松戸市いじめ防止対策委員会第2回定例会議事録

### <日時・場所>

平成27年8月4日(火) 15:30~16:50

松戸市中央保健福祉センター地下大会議室

### <参加者>

#### いじめ防止対策委員会

委員長	嶋崎 政男
副委員長	立林 尚也
委員	吉田 眞一
委員	栗村百合子
委員	藪田 京子

#### 松戸市教育委員会

教育長	伊藤 純一
学校教育部長	山口 明
参事監	門 良英
学務課長	久保木晃一
保健体育課長	浅井 康正
教育研究所長	鈴木 孝則
教育研究所参事補	加藤 朋尚

#### 松戸市校長会

生徒指導部長	加藤 博之
生徒指導副部長	田中 祥隆

#### 事務局

指導課長	波田 寿一
指導課参事補	阿曾 祐康
指導課指導主事	浦上 和茂
指導課指導主事	大倉 健司
指導課指導主事	近藤 恭子
指導課指導主事	西野 友浩

### <議事>

1. 開会
2. 教育長挨拶
3. 説明・報告事項

4. 事例研究（事件に学ぶ）
5. 協議・意見交換
6. 連絡・その他
7. 閉会

#### < 1. 開会 >

（阿曾参事補）

ただ今より「松戸市いじめ防止対策委員会第2回定例会」を始めさせていただきます。よろしくお願いいたします。それでははじめに、教育長挨拶。松戸市教育委員会、伊藤純一教育長よろしくお願いいたします。

#### < 2. 教育長挨拶 >

こんにちは。大変お忙しい中、そして異常とも思われるくらいの暑さが毎日続いている中、ありがとうございます。今も私の方は、地域の新聞社の取材を1時間ほど受けていまして、案の定、最後の方で松戸のいじめの問題を少し問われました。教員の管理能力と申しますか、毎日、目の前の子どもたちを基本的には信頼しているのですけれども、その子どもたちの状況をどのくらい危機的な予想ができるかという、そういう危機管理能力が今回は問われて、ああいう大きなことになってしまったのは非常に残念です。松戸市としてのいろいろな難しい問題を含めて、時間があまり長くなって本当に恐縮なんです、いろいろ議論していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

（阿曾参事補）

ありがとうございました。それでは次第にそって議事の方を進めさせていただきます。進行につきましては嶋崎委員長さんの方からよろしくどうぞお願いいたします。

#### < 3. 説明・報告事項 >

（嶋崎委員長）

はい。ありがとうございます。それでは次第に沿いまして時間も限られていますので、テキパキとやりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

第1回目の会を終えておりますので、その件のまとめ等もあるかと思いますが、事務局の方から何かございましたらお願いいたします。

（西野指導主事）

それでは、ご説明させていただきます。

第1回目のいじめ防止対策委員会の時に各委員の皆様からいただいた、ご意見をもとに市教委としまして、いじめ防止対策推進法や平成18年10月19

日付け文科省からの通知「いじめ問題への取組についてのチェックポイント」をもとに、市教委と学校現場が取り組まなければいけない内容について、チェックリストを作成しました。

それでは、お手元にある資料の1，2ページをご覧ください。市教委用、学校用ともにいじめ防止対策推進法に関する項目と、文科省からの通知「いじめ問題への取組についてのチェックポイント」に関する項目に分けて作成しております。

市教委の取組みの現状としまして、例えば項目3「いじめ早期発見のために、定期的な調査その他の必要な措置を講ずる」項目については、各学校に毎月いじめ状況調査の報告を求め、いじめの状況を把握し、必要に応じて指導・助言を行っております。また、Q-Uや「豊かな人間関係作りプログラム」を各学校で実践していただき、いじめの未然防止・早期発見に努められるように取り組んでおります。

項目の6「いじめ防止等のための対策に関する研修の実施や対策に関する資質向上に必要な措置を計画的に行わなくてはならない」という項目につきましても、要請訪問でグループエンカウンターやソーシャルスキル等の豊かな人間関係作りの研修を行ったり、各校に指導主事が訪問しQ-Uの分析について研修を行ったりして、教員の資質向上に努めております。このほかの項目につきましても、市教委としましては、現在概ね取り組んでいる状況にあると考えております。

続きまして、2ページの学校用のチェックリストにつきましては、各学校に配付し、活用していただく予定になっております。現在、各学校でいじめ防止対策について取り組んでおりますが、今までこのような市内統一のチェックリストはございませんでした。このチェックリストを活用して、市内の小中学校がいじめ防止対策に関する現在の取組を把握して、十分に行われていることについては継続し、取り組みが不十分な項目については、管理職や生徒指導主任の先生が中心となって改善していくよう、校長会や教頭会、生徒指導主任研修会などを通して、支援していきたいと思っております。以上でございます。

(嶋崎委員長)

ありがとうございました。ただいまの報告に関しまして、委員の先生方、何かご質問、ご意見がございましたらお願いしたいと思います。よろしいですか。ありがとうございます。

#### < 4. 事例研究 (事件に学ぶ) >

(嶋崎委員長)

それでは、本日の大きな目的でもございます、実際にいじめが起こったとき

に備えて、あつてはならないのですけれども、具体的な方策について検討しておこうということで、事例研究会が予定されておりますが、本日の事例研究は、特に短縮事例法とか様々なやり方がございますけれども、そういったことは抜きにいたしまして、たくさんのお意見をいただきながら進めていきたいと思っております。本会として、このよその事例に学ぶ、まさにナレッジ・マネジメントなんですけれども、よその事例に何を学んで、何をこれからしていかなければならないかというあたりを本日の段階ではまとめられればいいのかと思っています。それでは事務局さんの方からこの事例、皆さんご存知でしょうけれど、大きなところだけでも結構でございます、ご説明いただけますでしょうか。

(西野指導主事)

それでは、3ページの1をご覧ください。これはあくまで、新聞や報道等の資料から、ある事件の概要についてまとめたものであることをご理解いただけたらと思います。

続きまして、2.本市とのいじめに関するリスク・マネジメント、クライシス・マネジメント、ナレッジ・マネジメントの対比についてご覧ください。今回のいじめに関する問題への対応を本市の取り組みと対比させてまとめてあります。

まずはじめに、リスク・マネジメントについてです。「生活記録ノート」記載への対応につきまして、新聞やマスコミでは、生活記録へのいじめの記載に担任が対応しなかったと報道しておりますが、実際にはどのように担任や周りの先生方、学校が対応していたかは、はっきりされていないところが多いと思われれます。

本市の小学校では、主に連絡帳が使われており、児童自身の持ち物チェック的に使用しております。必要に応じて学校と家庭の連絡ツールとしての役割を果たしております。中学校では、多くの学校で、生活記録ノートが使用されております。生徒の記載内容についての対応については、各学校によって異なります。担任と生徒とのコミュニケーションツールとして活用されていると認識しておりますが、あくまでも任意のものでございます。

続きまして、いじめアンケートや教育相談等の取り組みに関してですが、こちらについては、第1回いじめ防止対策委員会でも説明させていただきましたので、省略させていただきます。

このように本市では、様々な取り組みで得た情報から、担任一人で問題を抱え込むのではなく、学年や全職員で情報を共有し、組織的に対応していただいております。このあたりの実態につきましては、後ほど現場の校長先生にもお話をいただければありがたいと思っております。

続きまして、クライシス・マネジメントについてです。今回の事例研究では、特にこの部分についてご意見をいただけたらと思います。もし本市で、今回の

ような重大事態が発生した場合、本市の動きとしましては、資料に記載されているような動きになってきます。どのように対応していくことが効果的なのか、またはどのような課題や問題点があるのか、それぞれの立場からご意見をいただけたらと思います。また、重大事態の報告が終わった後の継続支援の部分についてもご意見をいただけたらと思います。

そして、最後にナレッジ・マネジメントについてです。再発防止に向けて、各種研修会にて参加型研修の実施や事件の総括等行うことが必要になってきます。

続きまして、3. 今後の実践見通しについてです。対処的に行うものとしましては、1点目として(1)各学校の「いじめ防止基本方針」が実効性のあるものなのか、市教委による、本市全小中学校の「いじめ防止基本方針」の点検が挙げられると思います。2点目としまして、今回のいじめの事件では、情報共有がされなかったのであれば、そこが大きな課題であると考えられます。担任から学年職員・管理職に相談できなかった理由については、(2)に記載されている理由が挙げられると思います。各学校がこのような職場環境や校内体制ではないか、校長会や教頭会、生徒指導連絡協議会等の場所で確認をしてみます。そして、3点目としまして、今回作成したチェックシートによる点検活動が挙げられます。

続きまして、短期的に行うものとしまして、市教委として、いじめ月例報告に対する適切な対応と必要支援。Q-U調査結果を資料とした管理職も含めた検討会議開催の二点が挙げられます。

続きまして、中期的な取り組みとしまして、各種研修会での指導、「松戸市版豊かな人間関係作りプログラム」の啓発と推奨、規範意識高揚と倫理観重視の生徒指導、生徒指導の機能を生かした授業実践、学級編成方式等の見直し、「松戸市いじめ防止対応マニュアル」の見直しと啓発、外部機関・地域との意識連携強化などが挙げられます。

そして最後に、長期的・将来的な取り組みとしまして、社会教育との連携が考えられます。小学生や中学生の問題行動に大きく関係してくる幼児期の子育て環境について、子どもわかもの課事業、子育て支援課事業、社協事業等、保護司会、民生委員等などとの連携で、心の教育を柱とした、子育て世代の家庭教育支援を行っていくことも必要ではないかと考えております。

最後に、4. その他の(1)(2)につきましてもご意見をいただけたらと思います。以上で説明を終わらせていただきます。

## < 5. 協議・意見交換 >

(嶋崎委員長)

ありがとうございました。それではまず、各委員から今回の事件に関して、

分かっていないことも多々あるのですが、現段階での本市として学ぶべき部分等を含めまして、お話をいただけるとありがたいです。大変恐縮ですが、立林委員の方からよろしいでしょうか。感想を含めて結構でございます。

(立林委員)

簡単に話をさせていただきます。やはり中学校 2 年生の自殺、いじめが起因とした自殺ということで、大変ショッキングな事件だというふうに受け止めました。さらに現場にずっとおりましたので、いじめのサインが学級担任から学年全体、学校全体、管理職に伝わってなかったということに、「こんな実態もあるのか」という驚きに近い、「学校体制はどうなっていたのかな」というそんな思いが強かったです。ただずっと考えていくと、いじめ、自殺、それを一本だけじゃなくっていろいろな複合的な要素で死に至るような結果になってしまったのかなど。ただその学校の体制を批判したりするだけじゃなくて、やっぱりどの学校でもこういうことは起こりうるというふうな考えに立って子どもの置かれた危機的な状況を察知できるようなそういうシステムや連携というのを見直していかなければ。学校の中で情報共有をすることはもう当たり前のことなんですけど、そこが今回の一番の問題点かなとは思いますが、そこに焦点化せず、どの学校でもこのようなことが起きないようにするという観点で、もっときめ細かな丁寧な情報共有ができる仕組みとか工夫を挙げてみたいと感じました。以上です。

(嶋崎委員長)

ありがとうございました。どの学校でも起こりうるということで、特に情報の共有の体制を見直そうではないかというご提言をいただきました。大変ありがとうございます。それでは栗村委員お願いいたします。

(栗村委員)

今おっしゃったように、本当にどこの学校でも起こりうることで、事件があると、悪者探しというか、何が悪かったのかと捜して批判して、自分に関係ないみたいな感じで終わるのがすごく悲しいなとよく思います。今回、担任の対応とかがクローズアップされていますけれども、確かに一つひとつ丁寧にこの事件から学ぶことは本当に必要なんだと思うのですが、それを各学校で、もしここで起きたらその時どうしたんだろうとか、例えば 1 年生のときに一応いじめがなくなったと伝えられているけれども、その後クラス替えで、またいじめた人と同じクラスにしたのは何でだろうとか、自分の学校で防げるとしたらどこで何をすればよかったのかというのを本当に丁寧に検討していただければいいなあと思います。ある精神科医の人の「正しい人・間違っている人、強い人・弱い人がいるのではなくて、たまたま今、余裕がある人・余裕がない人がいるだけだ」という言葉の通りだと感じるのですけれども、生徒一人ひとり、置か

れている状況が全く違うので、まず、この子はひょっとしたら余裕がない状態に今近いかもしれないと把握をしておくことが大事かなと思います。この子の場合、報道される範囲ですけれど、家庭でいろいろあったようなので、それでまた転校してまた戻ってきているということで、スタートの時点からやっぱりもっと手をかけないといけないという認識が大事だったのではないかなと思います。報道の範囲ですけれども、担任の先生は、その都度、加害者に怒ったり、「大丈夫？」と声をかけていたというようなこともあったようで、先生なりに多分一生懸命のつもりで、他の生徒からは良い先生だという意見もあったようです。学校にいてよく聞くのが、「大丈夫？」と先生は声をかけてくださるけれども、廊下ですれ違いざまに「大丈夫？」と言われても「大丈夫と答えるしかない。」という生徒の声です。本当に話を聞きたいのであれば、日常的な場からちょっと離れて、「あなたのために時間がたっぷり取れるんですよ」とシチュエーションで聞いていただかないと、せっかく「大丈夫？」と声かけをしてくださっても、気をつかう子は、先生が忙しいのは重々分かっているので、大丈夫じゃなくても「大丈夫」と答えてしまいます。その辺の学校が忙しすぎるなどいうことはすごく思います。アンケート結果が集計されずにそのままだったとか、生徒としたら、悩んで悩んでやっと思書を書くことなので、その日のうちにとりあえずSOSを「受け取った」という返事がほしいのだと思うんですね。ゆっくり話す時間がとれないなら「じゃあ何日に約束ね。」でもいいので。「スクールカウンセラーが入ることで先生の仕事を増やすくらいなら、先生一人増やしてくれた方がよいのになあ」と思うくらい先生は忙しいです。スクールカウンセラーに入るときも「まず暇そうにしていなさい。」と先輩に言われました。「暇そうじゃないと相談できない。職員室で暇そうにぶらぶらしてなさい。」って言われたんですけど、隙を見せるというか、生徒に「あなたの話を聞く暇はあるよ」的な空気がある学校じゃないとなかなか生徒も相談できないと思いますし、この先生も、他の先生たちが忙しいのがわかっていて、なかなか言えなかった面もあるのかなと思いますので、その辺のあたりのことも本当に根本から変えていかなければと思います。

(嶋崎委員長)

ありがとうございます。多忙化の問題も踏み込んでいただきましてありがとうございます。それでは吉田委員、お願いいたします。

(吉田委員)

いじめ対策推進法ができてから、情報がどのように上がっていったか、本件の事案においても現場の担任の先生と学校長、それから学校長が教育委員会に事態が発生した場合には報告するという仕組みが一応は作られているとは思いますが、その流れの中でどういうふうな情報がどこまで具体的に事実とし

て伝えられ、どこまで話が行き、どこまで話が行かなかったのかというところが、今回報道だけでは全く分からないので何とも言えないのですが、その部分がない限りはいくら委員会を作ったとしても、法律の規定に基づいて様々な手立てをとろうとしても、自分が聞き及んでいる限りは難しいだろうなと感じております。

(嶋崎委員長)

はい。情報の流れでございますね。よろしいですか。藪田委員、お願いいたします。

(藪田委員)

このニュースをはじめて聞いたときに最初の対応ということで、私ならすぐにでもその動機を確かめたいと思うであろう、もしくは校長室に飛び込むだろう、ということを目撃しました。これが正直な気持ちです。こういったことが起きた後に原因を探るときには、当事者の方はとてもつらい思いをされます。原因を探るのは、当事者の家庭はとてもつらい思いをさせますけれども、個人を非難するのではなく、振り返りのために、再発を防止するためには、なぜそういうふうになってしまったのか、アンテナが低くなってしまったのか、など1つずつ探っていかなければならないと思いました。松戸でも何かあったときに校長先生に気楽に相談にいけるような体制ができているのか、もしくは校長先生が教育委員会にすぐに確認取れるような体制ができているのか。我々委員やこの委員会にも気楽に声をかけてもらえるのだろうか。組織の中で動くことは、自分のマイナスのイメージもついてしまいますから、とてもつらくて大変なこともあるかと思えます。子どもを守るためにみんなで一緒にやろうというような意識が芽生えてくると、松戸でもそういうような指導にならないように思います。インターネットをずいぶん見ました。そうしたら名前は出ているは、顔は出ているは、誰がどうなっているのか、被害者も加害者も先生方も出ていました。とてもつらい思いをしてらっしゃる方もたくさんおられるのではないかな。そういったときにこれからどういうふうにしていったらいいのか。また、情報の共有というところもすごくキーワードにはなりますけれども、どこまで共有できるのかということも1つ問題に感じました。

(嶋崎委員長)

ありがとうございます。最後にネットの話が出ましたけれども、WHOの中での協定では顔写真を出してはいけないとか、自殺の方法を示さないとか、いろいろ5項目くらい決まっているのですが、ことごとく報道の段階で破られていますよね。大変問題だと思うのですが、ただいまご意見の中で松戸市の場合の体制はどうなっているのかというご質問も出ましたので、今日は校長先生方にもお集まりいただいておりますので、両校長先生、すいませんが今までの意見



を踏まえてお話をいただければありがとうございます。

(田中校長)

では、小学校の方から説明させていただきます。本校では月 1 回いじめアンケートを行っておりまして、全クラス生徒指導主任が集めて、チェックして、教務、教頭、校長の順で確認しております。ちょっと不安な要素があるところには付箋を入れて、担任に面談等を指示を出して、校長室の金庫の中に保管するよう努めております。あと、小学校の場合、生徒指導主任の働きというのが中学校とはまた違ってきますので、できるだけ生徒指導主任が関わる。それから管理職側について言えば、1 週間のはじめの月曜日に校長、教頭、教務、それから事務長が集まって、子どもの様子、いじめがないかどうかということで確認をしています。あと、ダイレクトに来る場合は、小学校の場合は連絡帳がありますので、保護者からこういったご相談があるっていうことを添付しておきますし、ともかく「自分がされていやなことを人にするな」というのは、児童集会、全校集会等、その都度話をして、みんなが気持ちよく学校生活できるようにしようということと呼びかけております。以上です。

(嶋崎委員長)

ありがとうございます。それでは、つづきまして中学校、よろしいですか。

(加藤校長)

よろしくをお願いします。現在中学校での課題、そして、改善していかなければと思うことが 3 点ほどあります。

1 点目は、ネットモラルという点です。ラインだとかメールだとかブログなどと言われているネット関係を扱う側の意識の問題です。相手の顔が見えない、見えないからエスカレートして言葉がきつくなる、感情がより高ぶってトラブルにつながる。以前はこういうものがなかったもので、いじめの言動や教室での行動で、ひどい場合には見ている周囲の者が告げ口をしてくれた。「先生、こういういじめがあったよ」と。それが今、ネットの世界で全く学校を介さなくても、いじめだと思われる行動がメールやライン等でどんどん深く進行してしまう。現実問題、なかなか改善していくのが厳しいと思いながらも、改善していくことが重要であり、そうしないともっといじめが増えてくるのかな、陰湿なものが増えてくるんだろうなと思います。

2 点目です。教員の意識改革ということですが、先ほど伊藤教育長からも危機管理能力というお話がありましたが、教員も危機管理意識というものをいじめに対してもう 1 度見直す、考え直す必要があると思います。日常の子どもの変化を見逃さず、毎日の生徒観察、児童観察による早期発見・早期対応が重要なポイントとなるのです。体操服の汚れ、落書き、教科書やノートのクシャクシャな状態、それから給食の食べ残しなども精神的な表われではないかと思います。

よく事実を確認してから、上司や生徒指導主任に報告という流れが昔からありましたが、いじめに関しては、即報告、疑わしい段階で報告というように意識を変えていかなければと思います。特に若い教員にそれを教えていかななくてはならない、そんな気がします。よく「生徒指導は先手必勝」と私が若いときに習いました。いじめ対策も先手必勝だなという感じが非常にしております。

3点目は、保護者の協力ということです。私のご家庭でお子様と学級にいじめがないかを話題としてくださいとお願いしています。実際には、いじめられている生徒本人やその保護者からの苦情や情報提供に対しての対応に追われていることが多いのですが、それだけではなく、ぜひ第三者的な立場で、夕食のときに自分の学級にいじめがあるかないかを自然な形で話題としていただけるとありがたい。そして匿名でもかまわないのでお願いしますという協力を依頼しています。学校はこの情報に対して事実を確認し、事実があれば迅速に対応していく。情報提供・事実確認・早期対応、この3つのことを繰り返し実践することで、大きな抑止力になるのではないかと思います。その報告によってはスクールカウンセラーや医療機関の協力も必要になってくるかと思います。

最後にやはり残念なのは、今回の事例で、この生活記録ノートのやり取りまではすごく子どもたちのいじめを発見する切り口としては、すばらしかったと思いますが、なぜこれだけ大きな問題を上司や担当者、関係機関等にきちんと相談しなかったのかということについては大きな疑問を持っています。以上です。

(嶋崎委員長)

どうもありがとうございました。3点に分けていただきました。最後のところは先ほどの委員さんの発言と重なる部分もあるんですが、ちょっと私のほうからも若干お時間いただいておりますが、生活ノートの取り組みなんですけれど、中学校の加藤校長先生、いかがでしょうか。中学生の2年生の段階で詳しく書きますか。

(加藤校長)

丁度、今日確認してきたのですが、1年、2年、3年と成長する段階によって書かなくなる。面倒くさがって書かなくなる傾向にあるようです。

(嶋崎委員長)

おっしゃるとおりで、私もその取り組みをやってはきたのですが、書かないですね。でも、あそこまで書いているのですから、あの担任とあの子の関係は非常に良かったはずなんです。それでとっても良かったと同時にとっても残念だったのは、以前の事件とも重なるのですけれども、危機管理の「さ・し・す・せ・そ」で、最悪をもって、慎重かつすばやく、誠意を持って、組織で対応するという中の「さ」と「そ」が抜けていましたね。2つの事件とも。最悪を

思うというあの部分と組織で対応するという部分が欠けていたので、今後のまた情報を得た上で、松戸市としてはそのあたりをどうするかですよね。

1点だけ申し上げておきたいのは、実は教員研修をいくつかやらしていただきますけれども、校長先生方も確認してみてください。教員が、いじめの定義が攻撃から行為に変わったということを知っているのが1割いません。行為なんですよね。ですから私が受けた相談なんかでは、小学校3年生の女の子が、靴の紐を締めているとき「さよなら」って言われたのを気がつかなかった。気がつかなかったのだけれど、もう一人の女の子は、家に帰ったとき「だれだれちゃんにさよならっていったのに返事をしてくれなかった」ということで、即「いじめだ」ということで教育委員会に走りこんでいったというケースがありますけれども、行為ですから吉田委員さん、いかがですか。いじめの定義でいうと。攻撃でなくても入りますよね。いかがですか。

(吉田委員)

前後の状況とかあるんでしょうから、確かに定義はさらに広くなりましたよね。

(嶋崎委員長)

ぐっと広くなりましたよね。ですから、さらに敏感にならなきゃいけないところが、それができていなかったのですよね。非常に残念なんですけれども、松戸市としてはそのあたりの、先ほど危機意識のことを言っていただきましたけれども、小さなサインに大きな問題というこの部分を各先生方にきちっと広げていく手法をまた今日もご意見いただきたいと思います。それからもう1点だけお話させていただきたいのは、いじめの早期発見というのは3つのルートって昔から言われていて、教員が発見する、これが一番いいわけなんですけれども、鋭い人権感覚を持っていることが大事なんですけれども。発見と、それと子どもたちからの訴えですよね。訴えは子どもと教師との人間関係が良くないとこれはなかなかできないですね。それから先ほど出していただいた保護者の協力ということで出していただいた情報提供ですね。「発見」「訴え」「情報提供」というこの3つのルートがですね、円滑になっていけば良いのですが、非常に残念なことに、例えば別の事件のときなんかでは、自転車屋さんは、「自転車が壊れたって何度も持っていつている」ということを学校に知らせているんですけどそれが生きなかつたという、こういった情報の生かし方の問題なんかも非常に大きな問題にこれからなっていくかなというふうに思っております。とりあえず私はここで止めさせていただきますが、それともう1点すいません。もう1枚資料の説明だけなんですけど、1枚だけの資料ございませうでしょうか。「いじめ訴訟」これ全てではないんですが、私が把握している限りのものですね、7511と書かれているのは1975年11月という意味です。そのあとほとんどのケ

ースが自死ですね。自殺の問題なんです。訴えとその結果を載せさせていただきましたけれども、もちろんこれだけではないと思うのですが、少し気をつけなければならないなと思うことは、最近増えてきたなと思うのは、自死の事件だけではなくて、この1枚目の一番下の資料なんかまさにそうなんですけど、自死の問題ではないんですけれども、いじめということで、市が訴えられたりというケースが最近非常に増えているということでございます。それと資料裏側なんですけど、開かなくてもよければ一番よいのですけれども、第三者委員会の調査報告の、これも本当はもっといっぱいあるのでしょうけれども私が知っている限りのやつで、1番上の事件は、私が副委員長を務めさせていただいた事件ですけれども、これも委員長さんである精神科医院の先生が文章を最終的に書きましたけれども、「原因不明」ということで、親御さんには納得していただいたケースなんですけど、最近ですね、例えば1304、熊本の事例ですけれども「9項目をいじめと認定」と書いてありますね。それから1307、長崎の事件では、「3件をいじめと認定」と書いてありますけれども、この「9項目」とか「3件」というのはですね、大きな事件で言えば、例えば「死んだ蜂を食べさせられた」とか、そういった一つひとつの事象についてこの委員会で調査をするわけですよ。調査をして実際に認定されたケースは極めて少ないんですね。どのケースを見ましても。後ほど吉田委員さんの方からお話を伺いたいんですけれども、調査委員としてどの程度調べられるかっていうことなんですけど、ここで私が申し上げたかったのはですね、その一番上の事例なんですけれども、委員会が一番困ったのはですね、学校からの情報は校長先生通してたくさんいただけたんですが、警察からの情報が一切ないんですね。要するにしゃべれないってことで。そのあたりがいったいどうなるのかというあたりを、今日の後半部分でまたご討議いただければと思います。たいした資料じゃないのですけれども「こんなことがやられているんだな」ということで見ていただけたら幸いです。私の方からは以上でございます。

それではまだ時間ございますので、いろいろな方の意見を聞く中で「さらにこの部分を」というご意見がございましたら、ご自由に出していただければと思います。いかがでございましょうか。ほかの方のご意見の中で、さらに感じたこと、また、本市としてここは進めたいということをご発言いただきたいです。校長先生方も随時、ご遠慮なくご発言いただけるとありがたいです。

(栗村委員)

今、説明でおっしゃったように「9項目」とか「3件」を認定とありますよね。本件でも13件あるうちの6件をいじめと認めたけれども、被害者の父親としては納得できないということだと思っておりますけれども、私もいつも認

定されるものと認定されないものを見て、何か腑に落ちないところがありまして、本件でもズボンが下げられそうになったとか、列から1人出されたことは認定されてなくて、でもこれをされていやでなかったはずはないと思うのです。なぜ認定しなかったかという「当時のこの子の心境がどこにも記されていないのでわからないので。」という説明がしてあったり、あと、「13件調査したほかにも10件ほどアンケートには挙がっていたけれども、それを挙げたのが1人だった。だから取り上げなかった。」とかということがあって、その辺がどうも腑に落ちません。これまでの意見でもありましたけれども、多分1つひとつの話ではなくて、それがいくつも重なったからこそ、死を選ぶしかないところまでいってしまったのだと思うのですけれど、そのうちの1つ2つがなかったり、先生の対応がどっかでピタっとくるものがあったりすれば、そこまでいかなかったかもしれないですし、その辺、この子の事件の物語を考えると、これはいじめでこれはいじめでないみたいなのが、被害者の心情を逆なでするといふか、「やはり子のこの苦しさを何もわかってないんだ」と受け止められても仕方がないのかなと思ってしまうのですけれども、そのあたりはいかがなんでしょうか。

(嶋崎委員長)

どなたか続けてご意見ございますか。吉田委員さん、親御さんの方が「これがいじめだ」というふうに出しますですね。いじめの証明をしなきゃいけないのは、保護者側なんですか。

(吉田委員)

裁判とか。原則的にはいじめがあったであろうというところまで、いいんですよね。立証責任は原則的には損害をこうむったと主張する方が基本的にはします。立証責任においては国家賠償法でこういうことがあったという、どこまで出せばいいかということはその時々で、原則的には立証責任は課せられると思いますが、やや緩やかになっているとは思いますが。

(嶋崎委員長)

なぜこんな質問をしたかという、栗村委員の方から出されましたけれども、こういうこととこういうことがあったじゃないかということがもしあれば。

(吉田委員)

おそらくですね、国家賠償の場合はまた別で、私人の間の損害賠償のところのケースの場合には基本的には被害者側が立証責任を持つということです。対国賠の場合は立証責任が転嫁されているというのがあるのですが、多くの場合は、今おっしゃった部分に関して、本件に関して言うと松戸市の想定する重大事態として、調査委員が、委員会を開催という前提で話しますけれども、条例上は事実関係を調査することはできるという松戸市の条例にはあるわけですね。

どこまで調査することができるんですかというところと、一方で裁判例は、下級審ではありますけれども、調査義務と報告義務はあるというところは認めている裁判があるんですね。しかしながら、先生のおっしゃったように強制的に警察から情報を得られるかとか、もしくは、話を聞けるかというところと現実的にはそれはできていないわけです。そこが実は委員会の難しいところだと思うのですが、建前上調査権があります。それから調査義務があり、親に報告義務があります。しかし、どこまで関係者の方にお話を聞いて強制力を持って話を聞けるかというところと、残念ながらそこまでの権限は与えられていないと、私は解釈しています。先ほどの話と関わりますけれど、6件のいじめがあったというのは、おそらくですが、加害者とされている方からの話の聞き取りで、確かにそういうことをしましたというお話があった部分が6件なんだろうと思うんです。別のほかの件数に関しては、いやそうはしていないとか、そういうことは言っていないとかそういう話があつてですね、被害者とされている方の記録、または周りの方、保護者の方の話と合わせたときに食い違いが生じていた。それでほかのわかっている状況からそれを認定することは難しいという判断があつたのだろう。おそらく6件というのは双方でも合致していて、教育委員会としても学校としてもこれはいじめだというふうに認定していいという判断があつたのだろう。おそらくこのときも強制的に話さないということはできない状況だと思いますので、そこは我々が話を聞く際にも難しい点ではあつて、私が思うにはやはりそこは公平な話を聞いてくれる場だというそういう信頼関係がない限りはなかなか難しいだろうなと思っています。

(嶋崎委員長)

はい。細かくありがとうございます。栗村委員さんからですね、結局、何件うんぬんというのは、今お話いただいたような形でどうしても法的には出てくるのでしょね。きっと。先生、おっしゃるようなそういうこと1個1個が問題じゃなくって、トータルというお考えですよ。

(栗村委員)

そうですね。

(嶋崎委員長)

よくわかります。ありがとうございます。調査権のことも含めて、今お話いただきましたけれども、立林先生、学校で情報提供というのも、例えばこういった委員会に情報提供する場合には、何か制約というかお考えになることってありますか。

(立林委員)

それに直接のお答えになるかわからないんですけど、重大事態、重大事案が発生したときに第三者委員会がこういった形で招集されて、調査をする。これ

は絶対必要なことだし、当事者である学校では客観的な調査はできないと思う。だからそういう点で、第三者委員会が第三者の立場で冷静になって両者の公平な立場で究明していくことが、まずは第一だと思う。ただ、資料の委員会報告を見てみると、「いじめはひとつの要因」であったり、「認定できず」とか「原因不明」とかの見解が多いのも事実のようです。そういう中で重大事態が発生したときの調査はもう必要なんだけど、重大事態になる前の、重大事案になる恐れのある対応の時点で、学校を支援する、学校とは違った立場で関わるものがあることが望ましいのではないかな。重大事態に発展した事例を見ていくと、そこにいたる前の対応が迫られているときに学校を取り囲む委員会とか社会教育とかそういった社会全体の学校に対する支援がやっぱり必要。小さな段階であっても支援が必要な事態はあろうかな。私の経験を前回は話させていただいたのですが、校長時代に私自身も吉田委員さんに直接ご相談に行ったこともあります。あと、人権擁護委員会の先生から直接お電話をいただいてご指導いただいたこともありますし、スクールカウンセラーさんは、いつも何か起きるとご相談する相手でした。だからそういった学校が対応しづらい事案ってあるんですね。私の経験からいって家庭に問題があるわけではないんですけども、いじめの被害者、加害者両方の生徒の家庭に支援、援助、場合によっては指導が必要な状況があると思うんですね。そういうときに学校がそれをうまくできるかどうかという、その状況に応じて違うと思うんですね。やっぱりその状況に応じて学校よりも社会教育が関わりやすい場合もある。私は民生委員さんにすごく助けられました。家庭を日頃地域で見守っていただけの中で改善した事例もありました。民生委員さんが、子どもがいじめられているということを開き出して学校に情報提供していただいたケースも、これは虐待の場合もありました。ですから、そういう点、学校が関わりづらい部分を埋めていくような家庭を含めた児童生徒を取り囲む社会の支援システムが必要だなと思うんですね。やはり学校だけで抱えこんでいっては、こういったいじめによる被害っていうのはなくならない。それには手厚い学校を取り囲む社会全体の支援意識を高めていくことも大事だと思います。

(嶋崎委員長)

ありがとうございます。システム作りの重要性、今お話いただきましたが、藪田委員さんいかがでしょうかね。

(藪田委員)

今の先生の発言についてすごく共感しました。私もこの委員会の委員となった以上、学校や地域と信頼関係を持ちながら、何か重大事案の前に、何かあったときに気軽に声をかけていただけるような委員でありたいな。そういう中の委員会が組織であればいいなと思いました。

(嶋崎委員長)

ありがとうございます。今日もいくつかこれからの方向性のご提案をたくさんいただいております。重大な事態が起こる前のシステム作りの話をいただきました。もう少し自由討論させていただいて知りたいと思いますが、いかがでしょうか。

ただいまの発言につきまして、ちょっと事務局さんに確認させていただきたいのですが、虐待問題では、例の地域協議会、どんどん作成されていると思うのですが、虐待問題に限らず、こういった青少年の非行の問題等も含めまして、松戸市さんのシステムはどのようになっておりますでしょうか。青少年問題協議会とかいろいろありますよね、地域によっては。

(浦上指導主事)

学校としては、学校警察連絡協議会、年に3回ございまして、その中で生徒指導主任の先生方、小、中、近隣の高校、あとは関係連携機関ですね、警察、児童相談所、少年センター等から集まっていたいてお話をする機会を設けております。その中で9月に予定しているのですが、そこでは主に連携ということに的を絞って話をさせていただくようなことを考えています。

(嶋崎委員長)

いわゆる学警連がこの役目を担っていると。なぜこんな質問をしたかということ、この委員会を設けている各市におきましてはですね、この委員会と並行して、いじめ問題の、もっと気楽にといいますか、今、立林委員さんがお話になったようなそういった組織を立ち上げたというところもあたりしたものから、ご質問いたしました。ありがとうございます。他いかがでしょうか。

両校長先生にご質問させていただいてよろしいですか。私、さっき1つ申し上げたことの中で、私っていうか加藤校長先生の方がお話をくださったのですが、教師の方の危機意識なんですけれども、このいじめ問題に関する、教師の危機意識の方はどのように今お考えになってご覧になっていらっしゃるのでしょうか。簡単で結構でございますのでちょっとお話しただければありがたいです。

(田中校長)

はい。本校の3分の2は若手職員ですので、やはりそういった危機意識という点では、やや不十分な点かなかなと思います。ですからできるだけ子どものことを観察してくれっていうことは指導しております。

(嶋崎委員長)

合わせて先生、松戸市の、先ほどの説明の中にもありましたけれども、松戸市の大きな施策として、Q-Uを使っているらしいようですけれども、Q-Uの効果はいかがですか。



(田中校長)

はい。Q-Uも実施していきまして、やはり不適應の子どもが1人、各クラスだいたい1人くらいはおりますので、その担任または話せる先生と相談という形で、教育相談を実施しています。

(嶋崎委員長)

活用なさっているということで、ありがとうございます。それでは加藤校長先生、すいません、中学校の方の様子を。

(加藤校長)

職員の危機意識ということですが、いじめは絶対だめだということはもう定着しております。いじめられる側も悪いんだなどという理論はもう通じません。子どもたちの日常の様子とか言動、精神的に弱い子などの変化をきちんと見逃さず、チェックすること、気になる点があればそのことをきちんと関係の担当者や上司に報告すること、そして、いじめに対する意識をさらに高めるということがすごく大事であると思います。2点目のQ-Uの質問なんですけれども、学校の所属意識、満足感ということで、発見できる資料になるので、非常に有効に使っています。やはり、1～2名は気になる子はいますので、Q-Uをきっかけに教育相談を実施したり、様々な形で子どもへのアプローチができるので助かっています。以上です。

(嶋崎委員長)

すいません先生、1つ加えて。今のお話で教師の観察力や生徒理解力の方はいかがなものでしょうか。状況といたしますか。先ほど田中校長先生の方から若い先生が増えたって話があったのですが、それに絡めて。

(加藤校長)

それなりに子どもが好きで目的を持って教師という道を選んできていますので、我々の話に対する吸収力は早いと思います。あと中学校の方は、学級・部活動そして委員会活動での様子等、活躍の場がいろいろとありますので、その様な場面の中で見せる子どもたちの様々な表情なども非常に参考になるのではないかと思います。

(嶋崎委員長)

ありがとうございます。教師の力をつけなければいけないというのが出たものですから、ナレッジマネジメントの1つとしましてね、あの事件を参考に教師がやっぱり観察力とかね、すばやく小さなサインを見抜く力を、これを1つつけましようという、まあそのことでお伺いさせていただきました。それからもう1点、今日多くの委員さんからも出されました情報共有に関して何か提案といたしますか、こういうこともあるのじゃないというのがありますでしょうか。これをもう1つお伺いして。今日は特に結論を出すっていう事例研究じゃござ

いせんので。ちょっと共有がなかったようですね。今日の事例につきましても。あそこは「メールボックス」による情報共有ということで、私の大学にもあるのですけれども、ちっちゃいのですけれどもメールボックスがそれぞれ教員にありまして、何か気づいたこと、よその学級でも気づいたことをチョコチョコと書いてですね、そのメールボックスの中に、例えば「A先生の学級でこんなことがあったよ」みたいなことを書いて、そのメールボックスの中に入れておくとか、そんな取り組みを始めたようですね。ですから、よそでやったことでやっぱりこれは役に立ちそうだということがあると大変よろしいのですけれども、何か、情報共有に対して。

(浦上指導主事)

事例を通して感じるのは、やはり即時に対応するって事はすごく大事だなあということ、どこでもそうですけれど、情報共有していく、指導課としてもその辺は力を入れて共有していくってことに関して、今後も各学校にも指導していきたいと考えております。

(嶋崎委員長)

どうもありがとうございます。時間が迫っております。すみません。先ほども申し上げましたけれども、今日の事例から、事例研究なんですけれども、事例からこれを学ぶということではございません。

最後に委員の先生方、一言ずつで結構です。すでに述べたことでも結構なんですけど、この事例を通して、ここに書いてあるとおりで。松戸市教育委員会として情報の共有とかいろいろでましたけれども、繰り返して結構でございますので、ご自身の今日ここだけは強調しておきたいんだということを一言ずつ話していただいとと思っています。いつも最初ですいませんが、立林先生の方から、短くって結構でございます。

(立林委員)

ずっと学校現場におりましたので、学校に近い立場なんですけど、やはり、先ほども言いました学校を支援する第三者というところが必要だなと思っています。生徒の状況によってぜんぜん違うという話も栗村先生からもありましたけれども、教師の状況によっても違いがあります。若い教師が増えたってということも大きい課題としてとらえていかなければいけない。昔は小学校でいえば女性教員のベテランの先生がいて、親御さんをうまく諭すような指導をして、家庭が変わっていくような、そういった経験からの指導があったのですが、なかなか今の若い教員にそれを望むことはできない状況かなって思いますので、そういった学校の今の状況を支援できるような家庭・保護者を支援できる第三者的な関わりが望まれるのであろう。長い目で見るとそういうものがあるのかなと思っています。

(嶋崎委員長)

ありがとうございました。それでは、栗村先生お願いします。

(栗村委員)

情報共有ということなんですけれど、スクールカウンセラーに生徒がいじめられていると言いにきた際、私が「これは私が知っているだけではだめだから、先生に言おう。」と言ったときに、「どうしてもいやだ。」という子がいるんですね。「先生にちくった。」と逆にもっとひどくなるっていう感じで。特に思春期なので、秘密を守らないで情報を流すことが命に関わることもありえますし、大人の力を借りることを良しとしないですよ。このケースにしても1年のときは父親から相談して、いったん解決したのに、2年の時には父親に相談していないというのは、父親が出て行くことで何かちょっといやな経験があったのかもしれないような気もするので、そういう意味でも、秘密をいかに、みんなですこやかに抱えられながら共有していくかっていうのがすごく大事になってくるのかなあと思うのですけれど。さっき、メールボックスという話がありましたけれども、相談室も「相談ポスト」を作っていました、匿名でもいいことになっています。「死にたい。リストカットを毎日しています。」という手紙が匿名やペンネームで入ってくるようなこともありました。信頼できる相談係の先生にお伝えして、先生全員でリストカットの傷がある子がいないかを気をつけて見てもらったことがありました。学校によって、同じ私がスクールカウンセラーで入っていても、すごく共有できる学校と、なかなか共有できない学校があるんですね。相談部会が定期的に持っていると対面で各学年の様子も伝えられたり、こちらも伝える良さがあると思うのですけれども、部会が定期的に設けられないところだと、学校は思った以上に各学年ごとの「壁」といいますか、情報が止まりがちなんだなというのをすごく感じます。あと、やっぱり先生は加害者の先生でもあるので、加害者を信じたいという気持ちもあるせいか、いじめの訴えを、ちょっと価値を下げた受け取ることもあるかもしれません。普段の生活の観察が大切という話が良く出てきて、本当にそうだと思うのですけれども、特に生徒が「秘密にしておいて」と言う際には、「担任の先生に秘密に伝えて、とにかく休み時間に教室にいてもらって、担任の先生にいじめを見つけ、指導に入ってもらおう」というような方法をとったりもします。見守っていただいて、いじめを見つけるのはやっぱり一番だと思うのですけれども。ただ、生徒って精一杯元気な自分で学校に来ているものですから、学校に行ってみせる姿と教室で見せる姿と相談室で見せる姿と、ぜんぜん違うこともあるんですね。相談室ですごく悲しい話をした子が、みんなの中にいる姿を見るとキャッチャー真ん中で、はしゃいでいたりするんですね。優等生で何の問題もないと言われている子が、相談室の掃除に来たときに、「のどまでいやなことが詰ま

っていて、あと1つ入ったら吐きそう」みたいなことを言ってみたり、それから、本件の先生も最後の訴えがあったときにすぐその子を見て「ちゃんと給食をニコニコして食べているので大丈夫だろう」と思ったみたいな報道があったのですが、その辺、とても頑張ってる、お面をつけて頑張っているということも見ていただけたらなあと思います。

(嶋崎委員長)

ありがとうございます。それでは吉田委員、お願いいたします。

(吉田委員)

この委員会が、そもそもいじめの防止とか事前の対策と重大事態が発生した場合にはその調査というものが委員会のいわゆる権限、範囲というように条例上規定がありまして、重大事態が発生した際に、先ほどのお話ですが、刑事事件等に発展する場合には警察権、捜査権があって、いわゆるある程度の強制力を持って操作が可能だけれども、今の法令上、第三者委員会を含めてですけれども強制的に、つまりペナルティーを与えて、呼び出し、話を聞くということは委員会としての権限はないものと私は解釈しているのですが、なのであくまでも第三者の立場として公正で公平でかつ被害者、加害者どちら側の味方をするわけではなく、公正で公平な立場でお話を聞くことが前提にあつて、活動なり話を聞くことができるというところが残念ながら強制的に話ができないので、真実を解明するところまでの権限というのは残念ながらないという段階であれば、他の先生方がおっしゃったように重大事態が発生する前の段階で、より委員会もいじめの対策のところ、今、校長先生がおっしゃったようなこと、他の委員の方がおっしゃったことのような対策、もしくは現時点で行っていることに對し、何か問題があるのかないのか、というところをまた今後お話をしていく必要があるかなというふうに感じました。

(嶋崎委員長)

ありがとうございます。それでは藪田委員、お願いいたします。

(藪田委員)

重大事態が起こった段階では、学校を支援する第三者という立場にはなりえないと思います。今、先生がおっしゃたように、どなたに対しても公平で公正で聞いていかなければいけない。我々が力を入れるところは、いじめを防止するところで、そこでは少し偏った見方をしても、偏った行動をしても許されるのではないかと。学校を支援する第三者であり、地域やそれから子どもや生徒を見守るという、何か重点を決めて具体的に、学警連や青少年を守る方と連携を取りながら、松戸のいじめ防止対策の核になれるような委員会に方向を向けていただけると何かやりがいが出てくるかなと思いました。

(嶋崎委員長)

そうですね。ありがとうございます。ちょうど先生方からご意見いただいたところでお時間が迫っているようでございますので、ここで事務局の方にお返ししたいと思いますので、お願いいたします。

#### < 6. 連絡・その他 >

(阿曾参事補)

はい。委員の皆様、長時間にわたりまして貴重なご意見たいへんありがとうございました。それでは、ここで事務局の方から何点か連絡をさせていただきたいと思いますのでよろしく申し上げます。

(浦上指導主事)

はい。それでは2点ございます。1点目は議事録についてです。前回同様にまとめ次第、議事録の方をお送りいたしますので、確認をしていただきたいと思います。あと、2点目ですけれども、次回の定例会開催ですが、1月下旬を予定しております。調整をしたいと思いますので、事務局の方に送っていただければと思います。

なお、重大事態発生時による緊急会議につきましては、別途、事務局より連絡させていただきますのでよろしくお願いいたします。以上です。

#### < 7. 閉会 >

(阿曾参事補)

それでは最後に、指導課長の方からお礼並びに閉会の言葉を申し上げたいと思います。

(波田課長)

はい。委員の皆様、本日は長時間にわたりまして、事例研究を含めたご審議、ありがとうございます。今日のお話の中からやはり大きく3つのキーワードがあるのかなというふうに理解させていただきました。

1つは、教師の力。意識の部分も含めまして、まあ若い教員も増えているという部分もございますので、教師のいじめに対する認識、その辺をさらに高めていかななくてはならないのかなというふうに思います。

2点目としましては、本委員会も含めまして組織の力。やはり第三者の方から冷静なご判断をいただくということもそうですけど、学校内のもちろん組織という部分も含めまして、組織の力も高めていかななくてはならないのかなと。

そして3点目が、情報共有。この情報共有というのが、市教委からの情報提供もそうなんですけれども、学校内での情報共有、それぞれ様々な部分からの情報をいただくという部分も含めまして、非常に大切な部分かなというふうに思っております。この辺をふまえて、前回の会議でもございましたとおり、

本市のいじめに対する取り組みの「未然防止」の部分、そして「早期発見」の部分、そして「早期対応」の部分、この辺をしっかりと再度認識させていただき、各学校とまさに情報共有しながら、このいじめに対しての対策を推進してまいりたい。このように思っています。本日は本当にありがとうございました。

(阿曾参事補)

ありがとうございました。それでは会の方を閉じさせていただきたいと思えます。